

令和元年12月13日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和元年12月13日
開会 13時00分 閉会 15時04分
- 2 場 所 幕別町役場 3階会議室
- 3 出席者 委員長 東口隆弘 副委員長 田口廣之
委員 藤谷謹至 小島智恵 小川純文 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 参考人 (1) 陳情第6号
オスプレイを考える会 代表 長坂政幸
代理人 藤岡博史
(2) 陳情第7号
住みやすいまちづくりを考える会 会長 高橋勉
- 5 傍聴者 23名
- 6 事務局 事務局長 細澤正典 課長 半田健 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件および審査結果
 - 1 付託された議案の審査について
 - (1) 議案第77号 幕別町債権管理条例
 - (2) 議案第78号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 - (3) 議案第79号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 議案第80号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例
 - (5) 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例
 - (6) 議案第88号 指定管理者の指定について

2 付託された陳情の審査について

- (1) 陳情第5号 「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- (2) 陳情第6号 「日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書」の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書
- (3) 陳情第7号 幕別町行政区設置条例に関する陳情書

3 その他

総務文教常任委員会委員長 東口隆弘

◇審査内容

(開会 13:00)

○委員長(東口隆弘) ただ今から、総務文教常任委員会を開会をいたします。ここで事務局長より諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○事務局長(細澤正典) 12月6日の委員会で提出を要求した資料が理事者から提出されておりますので、配布してございます。後ほど、ご覧いただきたいと思っております。それと、きょうは参考人をお呼びしての陳情審査があります。あまり、参考人をお呼びしての陳情審査ってというのはないものですから、関係する規定等を別紙としてコピーしてございます。下の方になりますけれども、きょうは委員会ということですので、幕別町議会委員会条例の1番下のところですが、参考人ということで第26条の2ということで参考人については、公述人の発言、質疑、文書による意見の陳述を準用するということになっておまして、その上の公述人の発言ということで委員会条例の第24条には公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。25条の方には、委員は公述人に対して質疑をすることができる。その2項では公述人は、委員に対して質疑をすることができないという規定になっております。また第26条には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りではないという規定もございまして、この辺を参考にきょうの審議にあたっていただきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長(東口隆弘) これで諸般の報告を終わります。これより議事に入ります。6日の会議に引き続き、本日も本委員会に付託されました議案6件と陳情3件の審査であります。

はじめに、本日の審査の進め方について申し上げます。本日は、陳情第6号と陳情第7号の審査にあたり、陳情者に参考人として出席をしていただく予定としております。午後1時には、オスプレイを考える会、代表の長坂さんを、午後1時30分には、住みやすいまちづくりを考える会、会長の高橋さんに出席の要請をしております。審査が必ずしも議案どおりの順にはなりません、ご了解をいただきたいと思っております。

それでは、2、付託された陳情の審査を行います。陳情第6号を先に審査いたします。陳情第6号、日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書を議題といたします。

本日は陳情者であるオスプレイを考える会、代表、長坂政幸さんに参考人として出席をいただいております。

ここで委員の紹介をさせていただきます。

私、総務文教常任委員会委員長の東口と申します。よろしくお願いをいたします。

それでは、副委員長からお願いします。

○副委員長(田口・之) はじめまして。総務文教常任委員会副委員長の田口です。よろしくお願いをいたします。

○委員(中橋友子) 委員の中橋友子と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員(小川純文) 委員の小川純文と申します。よろしくお願いをいたします。

○委員(小島智恵) 委員の小島智恵と申します。よろしくお願いをいたします。

○委員(藤谷謹至) 委員の藤谷謹至と申します。よろしくお願いをいたします。

○委員長（東口隆弘） それでは、ここで参考人の長坂さんから陳情の趣旨についての説明をお願いをいたします。

○参考人（長坂政幸） オスプレイを考える会、代表の長坂です。よろしくお願いいたします。

今回の説明をする機会をいただき、ありがとうございます。それでですね、この陳情書に関する説明をですね、代理人の藤岡博史よりお願いをしたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（東口隆弘） ただ今、長坂さんより説明の代理人を藤岡さんにしていただくという申し出がございましたが、許可をすることによろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、委員会として許可をいたします。それでは代理人の藤岡さんから陳情の趣旨についての説明をお願いをいたします。

○代理人（藤岡博史） 皆さん、緑町に住んでおります藤岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは、こういう陳情の説明の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。私、桂町から緑町に転居しまして、緑町では 32 年になります。桂町に 3 年いたかと思しますので、幕別のことをいろいろ勉強しておりますけれども、特に町内会の役員もしております、緑町 3 公区では体育部長、広報部長、それから厚生部長、今はちょっと名前変わしまして、文化厚生部長ですけれども、今もやっております、きのうも新年会の準備の会議をやったばかりでございます。私、以前から日本の平和について、大変興味がありましてですね、いろんな本や資料を読み、新聞も読んでですね、勉強しております。平和を守る活動について、いろいろできることをやってまいりました。今回、日米共同訓練についてですけれども一昨年、北海道で日米共同訓練が行われました。これ、あまり十勝に関わることがなかったので、あまり知られておりませんが、昨年ですね、9 月 10 日から 29 日まで帯広、十勝にある飛行場を利用してですね、整備拠点としてオスプレイが参加するということが発表されたときに特にですね、とても困りました。帯広では多くの市民の皆さんが声をあげて、オスプレイが来ることを、飛来することに反対する署名行動が取り組まれました。何千人という人たちが署名をし、そして帯広市議会にですね、そのことに反対する意見書を採択してほしいという陳情が寄せられました。私たちも署名ですね、署名には市外部でもできましたので、署名には賛同しましたが、帯広市の陳情人にはなれませんでしたので、なんとか幕別に住んでいて、後で申し上げます危険なオスプレイがですね、幕別町の上空を飛ぶことがないようにということを考えて、今、お話しされた代表の長坂さんとともに相談をしまして、オスプレイを考える会を立ち上げました。ぜひですね、先日、提出いたしましたけれども陳情書についてですね、採択をしていただいて、意見書を提出してもらいたいというふうに考えているものでございます。すでに、陳情書を出すときに資料を添付してございまして、これはお手元にあるかと思えます。おおむね、その順序にしたがってお話をしていきたいというふうに思います。オスプレイは 2012 年にですね、10 月ですか、沖縄の普天間基地に配備されました。当時、12 機が最初に配備されまして、翌年 2013 年にさらに 12 機配備されました。24 機が現在、沖縄県の普

天間基地に配備されているという状況であります。このオスプレイはですね、それまで、オスプレイ、輸送機なんですけれども、戦闘機ではなくて、輸送機なんですけれども、それまでのCH-46というアメリカの双発のですね、機体の前と後ろに上空のほうにヘリコプターが、ヘリがついているという飛行機を使っていたわけなんですけれども、その老朽化に沿ってですね、全て沖縄県の普天間基地にあるものについては、オスプレイに変えたということでございます。このオスプレイはお手元の資料にありますように開発段階から大変多くの事故を起こしております、2007年にですね、実戦配備されるんですけれども、それまでの間に30の方が亡くなっております。その後もたびたび事故が起こっております、これもお手元の資料にありますけれども、人によっては欠陥機、あるいは未亡人製造機というふうに名前をつけられて呼んでいるというような危険な輸送機です。ただ、オスプレイは従来のヘリコプターとは違って、着陸したり離陸するときはヘリコプターモードで空中に上がってですね、そのあとはヘリコプターの角度を変えて、飛行機のようにですね、飛行機のように変えて、時速520キロとかってというような飛行機の速さでですね、飛ぶことができるという飛行機、そして、空中給油をすればですね、それまで使っていたヘリコプターよりも、相当長いですね、距離を飛ぶことができます。あるいは、輸送する人員、物資もですね、それまでの2倍とか3倍とかってというような物を輸送することができるので、言ってみれば夢のヘリコプターというふうに言われてきたわけです。ところが、お話ししたように、変換する、モードを変換する、着陸モードあるいは上昇モードにするとき、飛行モードにする際にプロペラの角度を変えます。上に向いているやつを横にするわけなんですけれども、横にする、斜めにするような転換モードのときに機体が200メートルほど下がるわけです。その際にですね、大きく事故が起こるといふふうに言われています。沖縄に配備される際に、日本の政府との間で、普天間基地に配備される際に、住宅密集地は極力飛ばないとかいうようないろいろな取り決めをしました。ところが、普天間基地は世の中では、世界一危険な飛行基地と言われていまして、周りが全部ですね、住宅地に取り囲まれております。したがって、その取り決め、日米両方の取り決めのようですね、無事に住宅地を通り過ぎて飛行基地に着陸するということがなかなか実際にはですね、難しいということになります。転換モードのときに一番危険だということなんですけれども、これは飛行場から、基地から5キロとか10キロの範囲でですね、そういう200メートル落下する、降下するということが起きるので、その近辺で、非常に皆さんが心配されているということになります。そのあとですね、昨年10月に東京にある米軍横田基地というのがあるんですけれども、そこにもオスプレイが5機配備されました。でも、横田基地の場合は機号でいうとCV-22という米空軍特有の特殊部隊、特殊作戦用のヘリコプターなので、今は5機なんですけれども、ゆくゆく10機配備される予定です。もう一つですね、昨年3月に日本の自衛隊は陸軍の組織をたいぶ変えまして、水陸機動団っていうのを編成しました。これを佐世保の近くにある相浦駐屯地っていうところにですね、配備したわけです。この水陸機動団、簡単に言えばアメリカ版の海兵隊っていうふうに言われているんですけれども、この水陸機動団にオスプレイ17機をこう、一緒に配備して、水陸機動団を動かそうというふうなことでいたわけです。ところが、佐賀県では、知事は当時ですね、知事は拒否と、それから近くにある基地のための土地を持っている漁業関係者がこれを拒否す

るということで、いまだですね、佐賀近辺、相浦近辺では、ヘリコプターの基地が作れていないと、オスプレイの基地が作れていないという状況になっております。昨年、横田基地に CV-22 というのが配備されましたけれども、普天間基地に配備されたのは MV-22 という、そういうオスプレイです。これがですね、日本の各地を普天間基地だけではなくて、日本の各地の米軍あるいは自衛隊の基地に移動して、そして様々な日米共同訓練だとかということを行っております。その際もですね、本当は極力、住宅地を飛ばないということですので、海の上とかね、そういうところから移動するはずなんですけども、実際上は、そういうものを守らずに住宅地の上を飛んで移動するということが行われて、繰り返されております。日本の航空法では、超低空飛行と言われる、低い高さを飛行機は飛ぶことはできませんし、後でお話するオートローテーションという機能がなければですね、日本の航空法では飛行機は飛ばないわけですけれども、このオスプレイは機体が大変、大きいということで、エンジンが空中で止まった場合にオートローテーションが効かないということがあります。私、いくつかあちこちで勉強会をやっているときにお話しするんですけども、たけとんぼありますよね、たけとんぼ。ぱあーっところ飛ばします。空中に浮きますね。浮いて、揚力がなくなってきたら、そのままぐるぐる回りながら落ちてきます。これはカラカラカラというふうに床に落ちるまでですね、静かに落ちるわけですけれども、あの機能なんですね。でも、機体がオスプレイの場合は本体が重いものですから、あるいはヘリコプターの長さが短いものですから、それでその機能が使えないというか、ないというふうに言われて、落ちていくわけです。緊急脱出装置もない。それから、滑空といいますかグライダーのようにですね、基地に静かに降りてくるということもできないということになります。先ほど、空中給油機を通して給油をすれば遠く、中国の真ん中くらいまでですね、普天間から飛べるっていうようなお話をちょっとしましたけれども、距離が伸びるとい話をしましたけれども、この空中給油がなかなかうまくいかないんですね。オスプレイは空中給油機、KC-130 というのがあるんですけども、普通の飛行機ですが、そこからパイプを通して、輸送パイプを通して、飛行機にくちゃっところくっつけてですね、給油をするわけですけれども、空中空輸機の飛行機が作り出す渦っていうのが空中に起こるわけで、こうゆうね、渦がおきるんですけども、その渦の中にオスプレイが入ると渦の中に入ると機体が不安定になり、動きます。で、オスプレイのところにあるその給油を受けるところとですね、そのパイプをくっつけるとヘリコプターの羽に近いところを通らざるを得ないんです。安定していないものですから、機体が。それで、ヘリコプターの羽にぶつかるということが起きてですね、そしてプロペラが折れて落下すると、墜落するということになります。2016年の12月13日、沖縄県の名護市の安部という海岸にこのオスプレイが墜落しました。当時、政府やそれから米軍の皆さんも不時着と言ったんですけども、ほとんど粉々に壊れていますので、墜落と言った方が良いかもしれませんが、これは夜間の給油訓練の最中に起こったというふうに言われております。さて、去年ですね、発表された日米共同訓練は、北海道はそういう訓練の適地、適当な場所だというふうに言われて、ずっと最近いるわけですね、それは住宅密集地がないだとか、広い土地があるとかいうことだとは思うんですけども、しかし、オスプレイが参加するということがわかって、去年の場合は北海道大演習場、千歳と恵庭にある大きな演習場ですけども、それ

と上富良野演習場、上富良野町にあるんですけれども、それと別海町にまたがる、いくつかの町にまたがる矢白別演習場、これは日本一大きな演習場なんですけれども、そこで訓練をしたいという計画ができました。この矢白別演習場で訓練をする場合、帯広駐屯地を補給拠点にすれば、そこの往復で必ず幕別町上空を飛ばざるを得ないわけです。先ほどお話ししたように本来ですと、海ですよね、海の方を回らなきゃいけないんですけれども、最短距離でそうやって回ってくるということになるかと思います。それで、私たちは反対しているわけです。数多くの家畜が幕別町に飼育されて農業の方は使われております。この家畜に騒音の影響、あるいは低周波の影響がでますので、そういうことのないようにってことで陳情書を提案、提出いたしました。どうかですね、帯広市議会でもね、先日2日の日に意見書案出されましたけれども、幕別町でもぜひですね、意見書を出していただきたいというふうに思いまして、説明させていただきます。どうぞ、十分にご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（東口隆弘） ただ今、陳情の趣旨については説明がありました。これより質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 詳しいご説明をいただきありがとうございます。一昨日、昨日の新聞報道で、なかなか今回の訓練についても明らかになることが少ないんですけれども、北海道の訓練についての記事がございまして、手元には持ってこなかったんですけれども、飛行そのものについては十勝の上空という位置付けではなくて、ほかではあったんですが、ただその修理と、あと離着陸のためには帯広空港を使用するとの記事でありました。その辺の情報と言いますか、会としても大変心配されていると思うんですけれども、どんなふうに受け止めていらっしゃるでしょうか。

○代理人（藤岡博史） 実は帯広市議会議員宛ての帯広市総務部長からの事務連絡ってものがあまして、きのう付け、12日付けです。これによりますと、市長の見解も述べられているわけでありまして、MV-22オスプレイは本訓練の機体整備のために航空自衛隊千歳基地を使用すると。それから、同じく参加するAH-1Sヘリコプター、これは対戦車ヘリなんですけれども、これは訓練の機体整備のため、陸上自衛隊帯広駐屯地を使用するというふうになっています。ただ、防衛相が発表している中身によると、この内容については今後、変更されることもあるというふうなことを書いていますので、今、多くの反対があるのでオスプレイはやめたと。ただ、手掛かりと申しますかね、足掛かりにAH-1Sなら大きな反対は、今も自衛隊は持っていますので帯広駐屯地にありますので、ということとでそういう考えで、そういうふうに変えたのではないかなと思います。今後はやっぱりちょっと心配ですね。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 根本的な考え方のところについてちょっと聞きたいと思うんですけれども、日米共同訓練の参加ですね、参加そのものについても根本的には反対というお考えなのかということなんですけれども、陳情書の中にも特に明言はされていないんですけれども、事前にいただいた資料なんかでも、共産党の国会議員がこうこう発言したらとか、新聞赤旗からの出典もありまして、少し政治的な意図も感じざるをちょっと得ないんですけれども、この日米共同訓練に反対ということであれば、それはイコール日米同盟も日米

安全保障条約も破棄をしたいという考えに結びつくと思うんですけども、その辺の根本的な考え方があって、帯広駐屯地でのオスプレイを反対をされているのか確認をさせていただきたいのと、共産党の国会議員が牛の低周波音についてですね、問題をあげておられたようなんですけども、そういったことは科学的、医学的にですね、実際証明されてるものなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○参考人（長坂政幸） まず、日米共同訓練について反対している意図はありません。単純にオスプレイを十勝に飛んでほしくないというところです。我々の会の目的としましては、

もう一つ、牛に科学的な根拠というのは実際、私どもも東京新聞の2014年7月の記事とですね、2016年に沖縄タイムズさんが出した記事を見ただけで、その中では、そこに住んでいる方々の意見ということで「オスプレイが飛んできたからそうだったよ。」というような意見があってですね、実際に科学的根拠というところでは、そこまでは勉強しておりません。

○委員長（東口隆弘） 小島委員。

○委員（小島智恵） 日米共同訓練自体には、反対という意向はないんですね。先ほども帯広市長さんのコメントなんかも話ありましたが、私もホームページなんかもコメント見たんですけども、オスプレイは飛ばないという発表が載っておりました。そうなるとこちらも陳情、流動的な部分もあるんですけども、現実的にはこれ、陳情提出されたんですけども、問題はないというふうに考えるところもあるんですけども、その点はいかがなのか。

あと、この牛の低周波音の影響なんですけれども、きちんとしたやっぱり科学的、医学的根拠、住んでいる人がそういうふうに言っているから、そうだ、では根拠の部分が足りないといえますか、根拠がないとちょっと議論のしようがないところもあるんですけどもいかがでしょうか。

○参考人（長坂政幸） まず、オスプレイについての陳情につきましては、あくまでもオスプレイを十勝に飛んでほしくないということなので、今後、どうなるかもわからない状況ですので、そのまま陳情を続けていこうと思っています。もし、その根拠のないことはすいません。これから勉強しなくてはいけないとは思っていますが、現状としては先ほどお伝えした新聞報道以上のことは私もわかっておりません。これからはぜひ低周波についてはですね、飛来、もしすることになりましたら、こちらでもちゃんとどっかで計測していただいてですね、そういうことを科学的に解明していただきたいなと思っています。

○代理人（藤岡博史） 小島委員からの質問ですけども、お手元に今、お話しされた沖縄タイムズの記事がございます。「オスプレイ低周波、環境値超え「影響深刻」」という表題の記事なんですけれども、この途中にありますように沖縄県の環境企画統括監がお話している低周波音については明確な環境基準がなく、現段階で評価は難しいと言いながら、低周波音の問題を明らかにしていくためにも、今後も調査を続けていく。国も実態調査に乗り出すとしており連携をとるようにしたいというふうにお話されているので、なかなかこれ、環境基準っていうのが明確でないことは確かにあると思いますね。で、県のほうでも防衛局が普天間基地飛行場の辺野古移転に関する環境評価基準で示している環境

保全の目標値を参考にして、それを超えているというふうに判断しておりますので、まだまだちょっと科学的というか、それはまだなかなか設定しにくいのかなという現段階だと思います。

○委員長（東口隆弘） 小島委員。

○委員（小島智恵） 帯広駐屯地での地元でのオスプレイ反対というお考えではあったんですけども、結局のところそういった地元で反対、反対というところで、やっていたところで日米の共同訓練、これだんだんと反対運動を起こして、いろんなところでできなくなってくるわけですから、そういったところで結局、根本的には日米同盟があつてそういった訓練をしている状況だと思いますので、一番はやっぱり安全保障に関わってくることだと思うんですね。日米共同でやっていかないと今の自衛隊の戦力だけでは守り切れないんだと思います。ご存じだと思いますけれども、北朝鮮のミサイル発射だとか、一番恐ろしいのは中国の侵略ですよね。一番最近、ニュースになっているの、

○委員長（東口隆弘） 小島委員、端的にお願いします。

○委員（小島智恵） はい。ウイグル自治区では100万人以上が弾圧されていると、ニュースで取り上げておりますけれども、日本も同じようにこれ、なっていくんですね。ですから、その危険なオスプレイと言うんですけれども、日本が滅びるかもしれないと言ったところと比べたらこれ、どちらがこれ大事なんですかって言うところ、問われるんですけれども、国防安全保障の考え方についてはどういうふうにお持ちでしょうか。

○参考人（長坂政幸） とりあえず、今オスプレイの、十勝に飛んでほしくないという1点の陳情でありまして、日米共同訓練とか日米同盟については、とりあえず否定はしていませんし、その陳情の趣旨ではありません。

○委員（小島智恵） ですから、あの、

○委員長（東口隆弘） 小島委員、陳情に対する質疑をお願いします。

予定の時間よりも過ぎておりますけれども、質疑のある方は挙手を願います。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 1点だけ。説明いただきましてありがとうございます。オスプレイのその機体自体の危険性っていうのが、きょう聞いてわかりました。しかし、12日、きのうですね、かちまいに、道新の朝刊にも、帯広には飛来しないってことが報道されたわけでございます。陳情の内容は、オスプレイに関する給油ってことの陳情だと思うんですけども、3番目のこの陳情の帯広上空は飛ばないっていうふうになったときに、まあ、確約っていうのは、先ほど説明があつたようにわからない部分はありますけれども、この報道についてどうかっていうところをちょっと。

○参考人（長坂政幸） 結局、こういう危険な機体をですね、十勝に来なかったからよかつたなというような感覚ではなく、どこにも飛んでほしくないというのが、強く思っております。今回、たまたま帯広を外れる可能性が高くなりましたが、あくまでも、今後、含めてですね、十勝上空には飛んでほしくないっていう思いがありますので、陳情はこのまま続けていきたいと思っております。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方はいますか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 質疑がないようですので、これで質疑を終わらせていただきます。
長坂さん、藤岡さんありがとうございました。長坂さん、藤岡さんにはここで退席をお願いをいたします。なお、退席後に傍聴をされる場合は、傍聴席で傍聴をしていただいても結構でございます。参考人の退席のため暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。それでは本陳情について、各委員のご意見を伺いをしたところでございます。失礼しました。
ご意見のある方は挙手をお願いします。
暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） 暫時休憩をときます。ご意見のある方は挙手をお願いします。
中橋委員。

○委員（中橋友子） この委員会に付託されておまして、参考人陳情はもう1件、まちづくりの関係でございましたね。先ほど、局長、委員長の方からですか。時間で1時半からっていうふうな、受け止めたものですから、参考人の方にご迷惑をかけちゃいけないと思うので、審議は一応ここで中断をしますと言いますか、留保っていうんですか。なんでしょう。継続審議ですね。そういうふうにしていただきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。
（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） それではただ今、中橋委員よりこの陳情審査については、継続審査をするということで、本日はこの陳情に関しては、留めます。
それでは、次の陳情、説明の方に入場していただいでください。
（参考人入場）

○委員長（東口隆弘） 次に陳情第7号、幕別町行政区設置条例に関する陳情書を議題といたします。本日は、陳情者である住みやすいまちづくりを考える会、会長、高橋勉さんに参考人として出席いただいでおります。改めて、委員の紹介をさせていただきたいと思います。私、総務文教常任委員会の委員長を務めております東口です。よろしくどうぞお願いします。

○副委員長（田口・之） 総務文教常任委員会副委員長の田口です。よろしく申し上げます。

○委員（中橋友子） 委員の中橋友子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員（小川純文） 委員の小川純文です。よろしくお願いいたします。

○委員（小島智恵） 委員の小島智恵です。よろしくお願いいたします。

○委員（藤谷謹至） 委員の藤谷謹至です。よろしくお願いいたします。

○委員長（東口隆弘） それでは、ここで参考人の高橋さんから陳情の趣旨についての説明をお願いをいたします。ただ今、お手元にお配りいたしました資料ですが、高橋さんより提出がありました資料です。この資料について、資料を認める、この陳情審査に対して認めることでよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） よろしいとのご意見ですので、この資料を使いながら、高橋さんには陳情の趣旨の説明をお願いいたします。座ったままで結構です。

○参考人（高橋勉） 皆さん、こんにちは。きょうは私たちの住みやすいまちづくりを考え

る会の陳情書に対して、総務文教常任委員会の皆さんはじめ、皆さんこのような時間をとっていただいたことに大変、感謝を申し上げたいと思います。

最初に、中に入る前にですね、私たちはこの問題になぜ陳情書というかたちで、お願いするに至ったか。このことについて、多少触れてから、問題に入っていればありがたいと思って、そういうかたちでよろしゅうございますか。

(よいの声あり)

○参考人(高橋勉) 実はですね、私たちの会で何が最初に問題になったかということなんですが、自主防災会ですね、幕別町における組織率が非常に低いということから4年前くらいから順次、数十回にわたって論議をしてまいりました。その過程でたぶんこうではないだろうかということに到達したのはですね、40%前後の自主防災率が数年経っても、依然として40%台、こういうことで果たして、今、いつでも起こりうる災害に、果たして対応してけるんであるのかと、ここが最大の課題として多くの時間を割いて論議をしてまいりました。で、その過程ででてきたのがですね、たぶん、これは今の制度に何らかのやっぱり欠陥があるのではないだろうかと。こういうことを私たちではいろいろ情報を入れながら検討をしてまいりました。非常に熱心に公区長を中心にですね、自主防災会の活動をされている、そういう公区もたくさんございます。しかし、問題提起すら自分の公区に提起できないという、そういう公区が非常に多くあるということもわかりました。直接聞いた中では、誰もやり手がないんだよと、どうした良いだろうと、逆に今度、提案を受ける、どうしたら、良いかと質問を受けることが多々ございました。ですから、私たちはそれに対しては行政にお願いをしていろいろお力をいただきながら、取り組んでいくべきじゃないですかと、こういう話をしながら、時間の経過をしてまいりました。したがって、私たちはその過程で、いかに地域コミュニティが欠落を、欠如しているのかと、こういうことを学んだ次第であります。いかにこれからの地方自治の中でその行政に頼らない、自分たちの手で主体的な論議をしながら組織化をしていかなきゃいけないんでないだろうかとこれが私たちの結論として地域人の大切さっていうものを今一度、原点に戻って作り直すべきではないかというのが多くの時間を割いてきた結論でありました。そういう中で今回、地方公務員法の改正というものが提案、提起されまして、これはこの機会にどうなるんだろうと言っていたところ、公区長は私人になると、こういうご提案が新聞紙上に載りました。そのなると、どうするんだろうということも非常に我々としては疑問を持ちます。そうなったら、いよいよ自主的な自治の中で論議をして、自分たちが自ら考え悩み、そして、これから若い人たちもそれから女性たちも参加していただいて、組織化をしていく。そういう自治、まちづくりを目指さないと、言葉では協働のまちづくりとは言っているんですが、果たして何が協働のまちづくりかっていうのは見えてこないってことなんですね。言葉では素晴らしいまちと思います。それがいかに実践されているかが、問われるような時代に入ってきていると思うんですね。ですから、私は全国の自治体は何をしているかも調べました。悩んでいる自治体もたくさんありました。その中で見えてきたのは、結局、公区制度、公区長制度に問題があるということに到達している自治体が非常に多かったということなんですね。それが嘘だというなら、本当に失礼ですが、皆さん、十分に調べていただいて構わないと思います。だからと言って幕別町がそのことによって、問題があるのかどうなのかまでは私はわかりません。しかし、時代の流れとしては、全国には、ほとんどの自治体が町内会というかたちで行政とともにですね、まちづくりを進めてきていると。こういうことでありますので、そういう点で私たちは今回、議員の皆さんにぜひとも力を借りて少しでも、この町で明るい住みやすいまちにしていければありがた

い。何も今年いっぱいだとか来年4月1日までということをお私があえて、私たちが思っているわけでは決してありません。これはなぜかという行政が、この段階で議員の皆さんに提起をして説明をされてもですね、時間的には絶対に僕は間に合わないと思うんですよ。ですから、これはじっくりまちづくりのためにどんな課題があつて、どう向いていくべきなのかを一定の時間をかけて論議をしていただきたいということでもあります。しかしながらですね、あまりにも3年というのは、僕は大変長いなつていうふうに感じるんですよ。これはやる気になればですね、速やかにやっぱりかたちとして現れる、検討課題としては問題はないのではないかなと思うんですよ。ですから、そのことも含めて、大枠としてはそういう思いの中で今回、陳情書を説明させていただければありがたいと、こういうふうに思います。結論から総枠としての意見を説明させていただきましたけれども、今回の陳情書、1から5まで箇条書きにさせていただきましたけれども、今回、箇条書きにするということは大変難しいなと思いましたが、それだけではなかなか皆さんに汲み取っていただけないと思いますが、あまり長々長々と陳情書に書いたとしてもそれはあまり意味がないと思ひまして、皆さんのお力を借りればきっとご理解をいただけるだろうということでも可能な限り短い文書とさせていただきました。

前置きはさて置いてですね、陳情書の1の方から簡単にご説明を、思いを説明させていただければありがたいと思います。1のほうはですね、陳情書の、僕が読み上げませんけれども、ここはあくまでも、ちょうどですね、町民との間に公区長というかたちを介在をしてですね、今までの条例では、町民をどうするかという課題はあの条例にはほとんどないと私は思うんですよ。町民と協働のまちづくりのために十分に論議をして、そして、運営ということはほとんどないと、いわゆる公区長を中心に意見を求める、こんな様なかたちになっているので、私はここは、そこに公区長を介在しないで、地域の住民の皆さんと直に町が、行政が、お話し合いをしてその問題を解決していく。それが、皆さんの言うならば自らの自主性っていうものが育っていくだろうということでは介在を公区長の、公区長の介在の必要性がないだろうという、こういう意味で、この1番に記入させていただきました。いろいろ、字句の中でご意見もあろうと思いますが、その町の発展に阻害をという字句はですね、これはストレートでそういう思いを書いたわけではありません。で、何が阻害がついていうことは先ほども述べたように、介在することによって町内会の自主的なご意見がでてこないままですね、行政と全ては公区長を通して把握すると、こういうようなかたちを取っていることが今は時代が合わない時代になってきたんではないかなと非常に地域コミュニティが大事だといっておきながらそういうかたちを取っていくものが今の時代に合うかどうか、これは皆さんの検討課題として受け止めていただければありがたいと、こういうふうに思います。特にですね、私たちは言葉としては悪いですけども、上から物をこう、上下にこう、見るというか同じようなレベルに立って物を考えられない構造ができてしまっているのではないかなと思うんですよ。これは一つの例ですが、あることを行政にお願いしたときにそれは公区長を通してあげてくださいと、こういうかたちが多々あるようでもあります。そうするとその方はですね、なんで俺らが言ったらダメなんだとこういうような不満があつて、残念ですけども、そんな町内会なら入っておれんと何で聞かないんだとこういうことが大変、私の耳に入っております。これは全てではないと思いますが、そういう点もございます。したがって、そういうことで、その必要性、間に入らない。そして、みんなで代表者でもどなたでも構いませんけれども、そのあった問題についてはみんなで悩み、検討をして対応していくっていうかたちが取ればいいなあとこういうことでもございます。

それでは2番目にさせていただきます。公区長の行政の執行で建議であると、まあ諮問というかたちで私たちは書いたんですが、私たちの知る限りでは、これが長い時間ですが、建議も諮問も一つもないという状況で今日に至っていると私は受け止めております。もしあったとしても、ごく少数だろうと思います。したがって、その必要性はほとんどなくて、そういう問題は行政、いわゆる行政がそれぞれの行政区なり町内会にお願いをして、そのできる範囲で、いろいろ検討していくことのほうが非常に自主的な先ほどの前段でできましたけれども、育っていくのではないかなというふうに、私は、私たちの会としては考えたわけでありまして。あまり、理屈は我々の総体としては、あまりああだ、こうだ、っていうことを申し上げないで構わないと思うんですけども、そういうことでございまして、私たちもいろいろ調べたところではですね、いろいろな問題意識もありますけれども、十分に地域の人たちと問題意識を共有して、そして、いろいろなことに対応していける、そういうような問題意識を持って、対応していけるようなものにしたいなと、こういうことでございます。

それから、3番目に移らさせていただきますけれども、行政区の事務処理のことなんですけど、これはですね、ちょうど、そして町内会活動も活発に行われている公区なりもございます。たくさん。全部が全部何もしてないってことでは決してございません。それこそ、公区長手当をもう少し払って良いくらいの活動をされている方もいらっしゃいます。しかし、やっぱり、私たちは問題提起するときにはですね、そういう方がいらっしゃるからこの問題を通過していくということにはならないんですね、先々。私たちはまちづくりっていうのは5年、10年、20年っていう、長いスパンでまちづくりをしていかないと、高齢化にもなるだろうし、少子化っていう問題にもあたるだろうし、いろいろな課題がやっぱり山積しているだろうと、なおかつ地方自治体への交付金もだんだん切られてくるんだろうと思います。私は、そういう中であってですね、少しでも、やっぱりそういう中であっては、地域のボランティアというものを育てていかないとたぶん大変な時代が来るんだろうと思います。ですから、お金をもらって活動するとそういうものでなければ活動をしない。こういう時代は、僕はもう本当に古い時代の化石になるんじゃないかと思います。若い人たち、私の公区を見てもですね、広報の配るのもですね、班長がしてますけれども、なんの一銭もございません。しかし、コツコツと皆さんがお配りをさせていただいている。本来、公区長がやらなきゃいけないけれども、補助機関を設けられるということでもありますから、その中で処理がされている。こういうところが非常に多いです。これはですね、不満を持つ非常に大きい原因になっています。なんで公区長がやらないんだ。わかっている人はわかっているんですよ。あんた貰っているだろうと。それは、表立って言えないから非協力になるんですね。やっとならんと。ですから、皆さんも十分お分かりだとは思いますが、幕別町の組織率はこの3年間見ても、少しずつ下がってきております。総体的に下がってきています。ですから、現在加入率が40から70%のところは、全体の113公区の中の25公区があるんですね。これ以下は上がることは全くないと思います。したがって、そのうちの40%台あるいは50%台の組織率のところは、8公区あるんですよ。その方は私もいろいろ話したんですが、これはどうもやっとならんと、どうしたらいいだろうと、こういうことなんです。ですから、私は、私見ではあるけれども、地域の町内会とやっぱり向き合わざるを得ないんじゃないですかとそういうかたちを通してでも、町内会を維持して協力を願うというかたちを取らないとそれは構成ができないから町内会を消滅するってことにはならないでしょうと言ったら、それはわかっておるんじゃないかとわかってはおるけれども、現状はどうにもならんのだとこういうお話をされていたところが、何公区かございま

した。そういうことも私たちは総体の考えの中の思いとして、この陳情書の中に書かさせていただきました。ですから、見て見ない振りをすれば、そのままにしても何の問題もありません。たぶん、何年先いっても問題はないと思います。ただし、最後に困るのは自治体がどうしたら良いのかと、こういうことに直面するだろうと思います。私は正直言って、何年も経たないであちらの方にいくんです。その前になんとか、この年寄がですね、そういうことに皆さんにこの思いを伝えながら、まあなんとか、少しは前進したなと幕別町は。こういう思いで、安らかなかたちで人生を過ごしたいなと思っています。こういうことを言えるのもあと何年だろうと思います。高橋もとうとう静かになったなとこういう時代は必ず来るわけでありますけれども、私たちは本当にいろいろと議員の皆さんに何とか力になってもらいたいと、この一言できょうこの場に臨んでおりますので、そういうことも含めてよろしくお願いをしたいとこういうふうに思っております。

ですから、公区ですね、この問題については、まあ、いろいろな課題があるんですけども、大前提としてはもうそろそろ、皆さんで地域を作り上げていかなきゃならんだろうとそういう思いに一步、一步入っていただきたいというのが本当の主眼でありますので、よろしくお願いをしたいとこういうふうに思います。それでは、4番目に移らせていただきますが、この問題についてはですね、今、やっている公区長の仕事というのはですね、多くはたぶん、たぶんですが、広報の配布ということが中心であるのが、本来の、本来の公区長のお仕事ではないかなと思っています。あとはですね、いろいろあるんです。例えば、共同募金のお金であるとか、神社のことであるとか、いろいろございます。これは、町内会あるいは公区の主体的な活動としてされているわけでありまして。なにも公区長手当があるからやっているわけではありません。公のお金の中で動いているのはたぶん、公区長が本来、広報を、本来ですよ。抜けていようがなんであろうが、全戸にお配りをしなきゃならないのが、本来のかたちだろうと思いますが、最近は何れすらも問題だと。なんで、俺が配らなきゃならないのかというような方もいるやに聞いております。したがって、行政としては、そういうことについては、コンビニに置こうとか、あるいはコミセンに置こうとか、あるいは郵送しようとか現実的には新たなことを考えざるを得ない段階だろうと思います。しかし、私は、そういうかたちはとらない方がいいと思います。あくまでも町内会にお願いをし、できる限り皆さんでお願いできないかと、そういうかたちで全戸配布をしていくと。それが入ってようが、入ってまいが、そういうことを通して町内会に入ってください。町内会の必要性を訴えていくと、こういう活動をしていく場として、そういうものを利用していただければありがたいと。こういう考えでありますので、ぜひですね、この公区の点でですね、こういう部分については、そういうかたちで対応していただければありがたいなとこういうふうに思います。ですから、忠類地区のいろいろ状況を聞きますとですね、非常に組織率もいい。非常に配布率もいい。それは長い伝統、そして地域性もあると思うんですね。これはですね、そうでないところは見習っていかなければいけないと思います。そういうものをお互いにいいものを取り入れる風土がないと、私は、知らないよと、それではいけないと思うんですね。例えば、財政についても忠類の多くの場合は一括全部、その行政区に入れると、その中でいろいろ検討をされているというふうにも聞いております。そういうかたちを検討されているのは今、音更町はですね、皆さんにもお配りしましたけれども、町内会との中で、いわゆるいろいろ検討して、その中で、お願いしていくということがいわゆる協働で論議をして作っていくというような考え方を持っているやに、この見直しの中では、私は見えてきたわけでありましてけれども、さらにいいものがあれば、そういうかたちでそのようにお願いしたいんですけども、

全体的な状況からするとですとね、そういうかたちを取りながら、悩める町内会、まちづくり、そういうものを進めているというのが現実だと私は思います。ですから、今までは、それで、今までの制度で、多少の問題があったにせよ、それに対してどうのこうの、私は言うつもりはございません。これから、どうするかということを考えていければ、私は非常にありがたい。過去を振り返って、あれはどうだこうだとかそういうことを言っただけでなんの前進にもなりませんので、ぜひ、そういう思いをお願いをしたいと思います。私がかねてから、議員さんの方にですね、私の公区にぜひきて、自由に入ってきていろいろ論議をしていただきたいとそういう話をしてきました。ですから、議員さんは触れなくて良いことですが、自分にはたぶん地盤があるんだろうと思いますが、それを、垣根を越えてですね、町民の代表なんです、そこで活動、そして意見を求めることもいささかも、私は問題ないと思います。そういうまちづくりの、そして代表の議員であっていただきたいなということで私は、何人かの方も聞いていると思いますけれども、そういうことを何度か申し上げてきました。ですから、そういうことが基本のまちづくりの中で少しでも生かされていけば、私としては大変ありがたい、そういうふうに思っているところでもあります。特にですね、いろいろなことを習い、時間を費やして論議をしてきましたけれども、昨今の総務文教常任委員会の中で、ある議員の方から幕別の最初の時代のことまでお勉強をされて、お話をされていたことについては、非常に感銘をいたしました。古い歴史が幕別にもあるんですが、私が小学校時代にできたと、この制度がですね。いまだ、一部の手直しで今日に至っているというのは非常に、私は珍しいというか見逃してですね、そのままきているのではないかなと感じているんですね。ですから、私の小さいときは部落と言ったり、常会をやるのか、そういうような話をよく子供の頃に聞きました。それから、60数年経ってですね、さらに今の、町からご提案のあった内容を見る限りでは何とか公区長制度を、公区という公区長という名前を残してですね、そこに一定の事務をお願いするかのよう、そういう内容っていうのは、私は皆さんで一定の時間をかけて論議をして、これが本当にどうあるべきかを検討していただければありがたいと。代表は、私は置いても何も問題はないと思います。そこは。ただ、問題は何をするか、どう組み立てて、町内会、あるいは地域コミュニティを高めていくかということの一点にかかっているんだろうと思いますのでそういう点でこの件については、お受け止めをいただければありがたいと、こういうふうに思っているところでもあります。幕別町にはですね、先ほども何回も触れましたけれども、広報の未配達の状態が約7~800件あると聞いております。その中でも特に札内地域はですね、町内会の組織率も、したがって、広報の配布率も非常に悪いという現実もございます。一部、本町や、忠類にも一部はございますけれども、率的にいくとそこまではいっておりません。私は今、手を打たないと、たぶん歯止めがかからなくなるんだろうなと思っております。それでも今は大変、無関心な方が一般論としては多くなってきているのではないかなと思います。それは幕別の、そして札内市街地の置かれている状況もあろうかと思っております。帯広市というところへ多くの方が働いておられるということ、帰ってきたら寝る場所だけと、こういうような状況からすればですね、当然、町への関心が弱くなってきていることも事実だろうと思っております。しかし、ここは、お年寄りも女性も奮起一転して、町のために改めて検討を考え直さないといかん時期だろうと思っております。それが一朝一夕できることではないと思っております。ですから私は、そういうことに時間をかけることは全くやぶさかではありません。しかし、方向性がきちっと定まらないと、これは、私は結局、空論になってしまうと思うんですね。したがって、条例だとか、規則っていうのは非常に大切なものだろうと考えておりますので、どうか皆さんのお力を常に

お願いをして、私たちは考えているということをご理解いただきたいというふうに思っていますので、少し長くなりましたけれども、これで終わりたいと思います。少し長くなりましたけれども、ありがとうございました。

- 委員長（東口隆弘） ありがとうございます。ただ今、高橋さんより陳情の趣旨についての説明がございました。これより、陳情に対する質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

小川委員。

- 委員（小川純文） きょうは本当にご説明ありがとうございました。今、ちょっとこれ、高橋さんにもお聞きしてみたいなと思うんですけども、今、こう、今回の陳情書に関してのいろいろな思い、各項目における内容とお話をいただいたんですけども、お聞きしている中で、若干ちょっと思ったのがですね、地域の中と今まで、公区設置条例という中で、公区長という非常勤地方公務員ですか。そういうかたちで、一応、公区長さんは各地区、地区等においても、その地元の中で選出されて、公区長さんというかたちになっていて、町が執行側が指名しているかたちではないと思うんですけども、地域の中でのその公区長さんと地域住民の方の距離感が生じてきているのかなと、距離感が。で、やっぱりこれは公区長に言っても、ダメなものは聞いてもらえない。こういう意見も救ってもらえない。各地域の中にあるいろいろなこう、日常の課題、またある面でいけば高橋さんの方からも多くご意見があった、行政の地域の公区長として、広報紙配りもできていないというところかかっていう部分とかもいろいろな部分でこう、地域住民の方とちょっとこう距離感があって、それを地域の中でうまくまとまっていないから、この公区長制度というのがどうなのか、それが今度、もう少し距離感がある、町内会制度っていう、みんながこう距離感なくできる方がいいんじゃないかっていうご意見がこの根底にあるのかなっていうことがちょっと気になったものですから、もう一回ちょっとお聞きしたいんですけども、その点についてはどうでしょうか。

- 参考人（高橋勉） ありがとうございます。小川委員の方から言われたように、まさにその距離感の受け止め方ですね。非常に一生懸命やっておられる方はどちらかと言って、非常に長く公区長をやっておられると。そしたら、結局、問題の処理やなんかについて、あまり住民に落として論議をしなくても、だいたい方向性は見えるんですね。課題や行政から降りてきたものについては。そうすると、あまり知らないうちに問題のかたちが、町の方に届けられてしまっているということがあるようなんですよ。内容まではよく私も存じておりません。しかし、地域住民の一人ひとは非常に自分ことですから、非常に重みを持ってご相談されるということを一度か二度やると非常にそこに距離感がでてしまうと。それが、人間っていうのは悪い癖があって、噂が噂を呼ぶという連鎖的にダメだと、聞いてくれないとか、そういうかたちが、そういう場合には見受けられるんです。ただし、その人が不真面目にやっているわけではないんですね、決して。けども、どうしても公区長とそこにいる住民とに乖離を感じてしまっていると。それをなかなか修復しきれないと。発言しても、なかなかそのことを真剣に受け止めてもらっていないっていう方の声が多々あります。正直言って。けど、それが絶対、ダメだということではないだろうと

思いますけれども、たまたまそういうふうになっちゃったんだとやり取りの中で。そういうことは、「もう、いちいちめんどくさいこと言ってくる。」という人もいらっしゃいます。めんどくさいっていうのは公区長がですよ。「んなもん、わかりきった話、また言ってきた。」とかって言ってる。けど、その辺、繰り返し結果が出ないから、やっぱりお願いするかたちを取っているんだらうと思います。で、そういうようなことで多少、乖離があるんだなと具体的な例えで今、一つ申し上げます。

○委員長（東口隆弘） よろしいですか。ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 大変、熱い、熱心なご意見、ご説明をいただきましてありがとうございます。陳情書が提出されて、何点かと言いますか、大事なところと言いますか、思いがあるものですから、質問をさせていただきます。今、提出者の高橋会長さんがお話された実態や中身についてはとても良く理解できることです。私ども、町議会としても、この数年間加入率の問題であるとか、なり手不足ですとかいろいろありましたから、議論をしてまいりました。ただ、ご指摘いただきますように、それが新しいかたちで、どうするかというところまでの方向性には行っていなかったと、これは事実であります。で、今回、地方自治法が改正されまして、会計年度任用職員っていう制度がだされる中で今までどおりの公区長制度というのはもう、続けることができないんだという、いわゆる国からの法律改正によって、幕別町もきちっとこれに整合性をとって変えなさいということでありました。もちろん、私どもにも戸惑いがあり、前段の委員会の質疑も町側の議案第81号の審議の中でお聞きいただいたところです。それでですね、今、たくさんお話をいただいた中に、こんなお言葉がありました。最初は、置いておいてもいいけれど、しっかりと変えていただかないとダメなんだというようなお言葉があったと思います。これはつまり、会長さんが出されました陳情書の前文のところに関わるんですけどもね、前文の中に問題を指摘されながら、一度、白紙に戻してという表現があるんですね。実は、私ども思いはわかっても文章で一つひとつ正確に決め事っていうのは諮っていかねばならないものですから、恐縮なんですけど、あえて申し上げるんですけども、白紙に戻すということは、最初は置いておくということと逆になるんですね、置いておけないんですよ。つまり、法律を今回、変えなかったら、幕別町自体が自治法違反になるか、あるいは、自分たちがそれに代わる条例案を提案して、そして作っていくとか、なんらかのかたちをとらないと、白紙っていうふうにはね、ならないんですね。本来は期間がもつとあつたら、きちっと今のようなご提案も議論をして、そして、こういうかたちっていう、音更町の事例もいただきましたけれども、必要なんですけども、いかんせん期間が今、12月の中で、今度は3月まで、3月はもう既に実施や予算がもうスタートするっていう、この中で、113公区の皆さんのご理解をいただいて新しいものを作ってスタートさせるっていう大変な無理があるんですよ。そうしますと、白紙にするっていうことが、できなくなるんです。思いはあってもできないと。これ、現実なんですね。それで、もう一度確認させていただきたいんですけども、その最初は、このまま置いておいてもいいけれどっていうお言葉いただいたのはこの白紙に戻すっていうことをしなくてもいいというふうなお考えはあるのかなというふうに思ったものですから。このまま、とりあえずは幕別町の条例を新しく作っ

てスタートはさせるけれども、しかし、短い期間の中で、きちっと議論をして、みんなの意見を聞いて、いい方向決めなさいよということであれば、いいのかなというふうに思うんですけども、長くなってすいません。いかがでしょうか。

○参考人（高橋勉） ありがとうございます。思いは、中橋委員と全く同じでございます。なぜ、こういう言葉になったかということですね、そのくらいの思いで考えていただきたい。こうすることで、今の段階で先ほども言いましたけれども行政が提案をする時期が非常に遅いと思うんですよ。そこに問題があると。その思いがこういうかたちでもうできれば、そういうかたちなんですけれども今、言われたように、先ほども述べたように、何も来年いっぱいやれとかっていうことじゃ、しかし3年はいずれにしても長いなという思いをご理解いただければ私としてはこの時期については特別こだわることはない、こうすることでございますので、そう受けていただいて十分間違いございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はございませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 説明ありがとうございました。私、忠類から、忠類出なものですから、高橋さんの説明の中で忠類の加入率等、広報の配布率等、高いつていうふうに説明がありまして、実際、合併前から行政区っていうか、このような方式をとっておりましたので、忠類に関しては町からくる報酬に関しては、ほとんど、全部とは私、確認してないんですけども、ほとんどの公区が一度、区長の個人的口座に入って、入る場合、公区に戻して、公区の決算書には当然入ってくる関係でやっているかたちになっております。高橋さんの話を聞いて、いろいろな方法でやられているのかなと、それがやはり問題にもつながっているのかなと、感じがします。今、中橋委員が説明したとおり、やはり4月からの改正、条例が施行される部分がありまして、公区長制度を短期間で無くして、町内会、自主的な組織である町内会に移行するっていうのは、まず時間的なこれ制約がありすぎると、113区の意見を調整するにはほとんど、絶対的に難しいってような現状にあります。その辺をわかっていたいただきたいなという思いでいます。以上です。

○参考人（高橋勉） 先ほども述べさせていただきましたけれども、私たちはこの問題に対して、見て見ない振りを、議員さんじゃないですよ、行政が見て見ない振りして、また同じようなかたちの鞆に納まるんではないかと。なにかというと行政、今までの公務員法が変わったけれども、しかし、代表となった方を公区長と呼ぶとその方に事務を依頼すると、これ何が中身変わったのかなと。非常に危惧しております。したがって、私としては先ほど皆さんにお配りしたように、ある段階で、音更は十分検討しているというお話がありましたので、それを受けて読んでみると非常に具体的にその中身は検討されているんだなという思いがありまして、先ほどの中橋委員から言われた思いは白紙なんですけれども、そういうことでは無理だと。したがって一定の期間を要しながら、可能な限り、やっぱり検討していただいて、せめて行政に対して一定の附帯決議を付けながらでも、一定の歯止めとなるっていうか、そういうかたちでこのまちづくりのためにこのかたちが作られればありがたいなということでございます。それ以上でございませんので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○委員（中橋友子） 休憩をとってください。

○委員長（東口隆弘） それでは、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 質疑がないようなので、これで質疑を終わらせていただきます。

高橋さん、どうも長い時間ありがとうございました。

○参考人（高橋勉） どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（東口隆弘） 高橋さんはここで退席をお願いをいたします。なお、退席後に傍聴される場合は、傍聴席で傍聴いただいても結構でございます。

暫時休憩をします。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） 休憩をといて、会議を再開をいたします。

会議の途中ですが、この際、14時40分まで休憩をいたします。

14：29 休憩

14：40 再開

○委員長（東口隆弘） それでは休憩をといて、会議を再開をいたします。

それでは本陳情について、各委員からのご意見をお伺いをいたします。ご意見のある方は挙手をお願いします。

小川委員。

○委員（小川純文） ただ今、陳情者である高橋さんにもいろいろお話をお聞きをいたしまして、まあ、あれしたところでもありますけども、その中でも確認されておりました、本当にこの高橋さんにおかれましては今すぐ答えがでることではないけれども、このことについては認識をやっぱりして、行政の監視機関である議会の方も意を持って取り組んでほしいという陳情であるという意味が非常に伝わった説明ではありました。先般のこの地方自治法の、地方公務員法の改正の中でも特に81号の公区長制度の方は、今回は条例の関係で、総文のほうにこの付託が、陳情もきております。条例との関係で、総務文教委員会に陳情が回ってきておりますけれどもこれにつきましても本当にこう、議会としても土壇場での町の提案を法律違反という中では、ある面では飲み込んで、理解もしていかなければいけないところもある。ただ、今回、高橋さんの言われるところも非常に理解していかなければ、また議会としてもある面での行動を起こしてもいかなきゃならないのではないかなというふうに考えるところでもあります。ここで、この陳情書の扱いでありますけれども、先ほど中橋さんもお聞きされてましたけれども、一度、白紙に戻していくというところの中で若干、お時間をいただくかたちを持つこともやぶさかではないのかなというふうに思うところでもありますけれども、その点について、私は若干時間をいただいて、今後の検討の中に入れていくべきではないかなというふうに考えるところでもあります。

○委員長（東口隆弘） それは委員会として、時間を十分にかけて、議論をし、それでもって、陳情者には一度、陳情を出し直していただくと。そういうことではなくて。

小川委員。

○委員（小川純文） 今、このままいきますと町の方の条例改正を認めないと法律違反をそのまま継続するというかたちになります。そちらを賛成するとこの陳情については、非常にこう厳しい状況の判断を今の段階のこのままでいけますとしていかなきゃなんない場面もでてくるんでないかなと。そこら辺については、本当に陳情の意味は、わかる、深く、今回、理解するわけではございますけれども、この陳情については、一度お時間をいただける時間を取ることができないのか、どうなのか、陳情者の方とも若干の検討をする必要があるのではないかと私は思います。

○委員長（東口隆弘） わかりました。ほかに意見はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 小川委員の発言と同じなのですけれども、陳情者の方にもいらっしゃるところにお話しいただいたのですが、この文面のこのままでは、なんていうのでしょうか。思いと多少違う面が。思いとは違わないですね。ただ、表現上このままいきますと81号との関係ではもし81号を通せば、これはみなし的に生きないことになってしまうということになってしまいます。したがって、きちっとその点も陳情者にご相談をいただく時間をとっていただいて、一番住民の皆さんの思いが生きるかたちにこの委員会として決めていっていただきたいとこのように思います。したがって、きょうの審議はここまでにしていただいて、相談をしていただくということを提案いたします。

○委員長（東口隆弘） ただ今、中橋委員より本日の陳情審査はここまでにして、後は陳情者の方と十分に協議をしながら、陳情審査に入ると。生きるかたちで。

よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは本日、この陳情審査については、本日は終了をさせていただきます。

引き続き、次に陳情第5号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。本件につきましては、先の委員会で意見をお伺いしております。ほかに意見はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 陳情5号に対する意見であります。これは、先ほど陳情6号で、オスプレイを考える会、幕別からご説明をいただきました中身と類するものだというふうに思います。オスプレイがいかに危険かということはこの間、事故の資料も一緒に提出もしていただきました。私は、日米合同訓練が展開されたときから4年前に陳情もでておりましたけれども、日本の上空にオスプレイが飛ぶことに大変、危険を感じておりました。それが、どんどんと訓練の範囲が広がって、北海道にもということになっております。この北海道、最初、去年は十勝と特定されましたけれども、現状では若干ニュアンスは変わっております。しかし、上を飛ぶということは同じなものですから、陳情の人たちの心配する思いというのが全く消えていない、今も続いているというふうに思っています。そういった危険なものが本来、平和を守るために行動しているというのが、名目だと思っておりますけれども、逆に危険を招くということには大変心配するところを持っておりまして、この思

いを私は汲み取りたい。このように思います。

○委員長（東口隆弘） ほかに意見はございませんか。

小川委員。

○委員（小川純文） このオスプレイの陳情書でありますけれども、同じくきょう説明いただいた内容とそう、大きく変わるところはないのかなという観点ではございますけれども、新聞、報道関係からの発表ですから、100%とは言えませんが、今回のこの訓練の中でも、訓練場についても、補給基地等につきましても、帯広空港、帯広は使わないということでもありますし、また、こういう意味での特に国防だとかいう問題に、論点になっていきますと地方議会からとして、住民生活に非常に近い問題ではありますけれども、国策の範囲、国の専権事項に入る部分もあるのかなというところもありますし、ある面でいけば、沖縄の基地二つというものがこれ、日本全国でという中で、いろいろとこれ厳しい問題があると思います。先ほど、やられた陳情と同様、これについては、もう少し時間をかけて考えていきたいなというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） ほかに意見はございませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 先ほど、6号のところでも参考人招致ということでご説明いただいたところなんですけれども、私、日米共同訓練の考えについてお聞きしたときにですね、帯広駐屯地に限ってというお話ではあったんですけれども、藤谷議員が質問されたときには帯広駐屯地に限らずですね、どこにも飛んでほしくないといったお話がありまして、ちょっと言っていることが、私が質問したときとちょっと違うなというような印象を受けていたので、そのことは一つ述べておきたいんですけれども、もう少し会派の中でも議論を揉んでいきたいというふうに思っておりますので、継続審査というふうにさせていただけないかというような考えでいます。

○委員長（東口隆弘） それは陳情5号について。

○委員（小島智恵） これ、5と6。5ですか。

○委員長（東口隆弘） 今は5号を審議しています。

○委員（小島智恵） 目指すところは一緒なのかなと思いますので、5号、6号ともにと。

ここ、5号なので、継続審査。

○委員長（東口隆弘） わかりました。小島委員の意見は陳情5号について継続で考えていきたいということですのでよろしいですね。

ほかに意見はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） ただ今の意見では継続審査という意見が大半でございますので、本陳情第5号については継続審査をするということによろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは陳情第5号については継続審査をするということによろしく願いをいたします。

○委員長（東口隆弘） 次に、1で付託された議案の審査を行います。議案第77号、いろいろ次第が行ったり来たりしますが、よろしく願いをしたいと思います。

幕別町債権管理条例を議題といたします。本件は6日の委員会で質疑が終了しておりますので、本日は各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） これは本来もっと早く整理されていて、統一した方向で行政事務にあたっていただくということだったので、今回、提出されたことによりまして債権に関わる町職員、公務員の対応が明確にされたものでありますので、必要なことだと、そういうふうに思います。

○委員長（東口隆弘） ほかに意見はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） なければ、議案第77号に対する意見は以上で終了いたします。

6日の意見も含めて、今の中橋委員の意見も含めて反対をするという意見はありませんので、この議案に対しましては、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議なしと認めます。したがって本件は原案のとおり可決をいたしました。なお、本件の報告書につきましては、委員長と副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、そのようにさせていただきます。

○委員長（東口隆弘） 次に議案第88号、指定管理者の指定についてを議題といたします。本件も説明、質疑が終了しておりますので、本日は各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は、挙手をお願いします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 質疑の中で百年記念ホール、町民劇場が献身的に今、運営にこの間あたってこられたということが理解できる中身でありました。指定管理制度、そのものには私ども、期限を切った契約ということで雇用の不安を招くということで、危機感は持っておりますけれども、7年間ということでもありますので、これを認め、より良い運営になることを期待したいと思います。

○委員長（東口隆弘） ほかに意見のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは6日開催の本委員会と、今、中橋委員のご意見を伺いしますと、反対をするという意見はありませんでしたので、議案第81号、指定管理者の指定については原案のとおり決することにご異議ございませんか。失礼しました。議案第78号、指定管理者の指定については。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） 休憩をといて、会議を再開をいたします。

議案第88号、指定管理者の指定については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決をいたしました。なお、本件の報告書につきましては、委員長と副委員長に一任をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、そのようにさせていただきます。

陳情第7号が、先ほど継続審査ということでお取決めをいただきました。それで、議案第78、79、80、81号について、審査を続けますか。

小川委員。

○委員（小川純文） 先ほど、陳情7号の中でも最後にお話をさせていただいたとおり、78号、79号、80号、特に81号はこの陳情との関連性が非常に高く、その取扱いを先ほど委員長、副委員長にお願いをしたところでありますので、それと関連する条例でございますので、後日、審議をした方がよろしいのではないかというふうに思いますけれども。

○委員長（東口隆弘） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 78号から81号までの審査は、きょうは行わず、後日、審査をするということにさせていただきますのでよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、本日の総務文教常任委員会の審査は全て終了するわけですが、次回、総務文教常任委員会の開催日をいつにいたしますか。皆さんにお諮りいたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） それでは休憩をといて、会議に戻ります。

次回の委員会の開催日についてお諮りをいたします。皆さんからのご意見はございますか。

副委員長。

○副委員長（田口・之） 次回、開催日ですね、12月17日にお願いしたいと思います。時間は10時30分。よろしいですか。

○委員長（東口隆弘） ただ今、副委員長より次回開催日の提案がございました。12月17日、午前10時30分よりという提案ですが、皆さんいかがですか。

（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは次回、委員会は12月17日、午前10時30分より開催いたします。ここで本委員会のインターネット中継を終了いたします。

（暫時休憩）